

第三者委員会からの報告書の受理について

岐阜県地方競馬組合では、笠松競馬関係者が名古屋国税局から所得税の申告漏れの指摘を受けた旨の報道を受け、事案の真相究明を図るとともに再発防止策等の検討を行うため、第三者委員会である「笠松競馬不適切事案検討委員会」を設置して調査を行ってきたところですが、昨日同委員会から添付ファイルのとおり提出のありました報告書を内容確認のうえ、本日受理しましたのでお知らせします。

当組合としましては、報告書の調査分析結果や提言を踏まえ、関係者の行政処分や再発防止策の策定を行った上で改めて発表させていただきますが、特に行政処分については行政手続法に基づく聴聞や弁明の機会の付与等の手続を経なければならないことから、今しばらく時間が必要となります。

皆様にはご迷惑をお掛けしておりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、競馬主催者として競馬の公正性を確保しきれなかったことにつきまして、ファンの皆様や関係者の皆様に重ねて心からお詫びを申し上げます。

令和3年4月1日
岐阜県地方競馬組合 管理者